○環境省告示第百四十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年環境省令第四十号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条第六項及び第一条の二第十五項の規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年環境省令第四十号）の施行の日から適用する。

平成二十七年十二月二十一日　　環境大臣　大塚　珠代

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する告示

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第一条第三項並びに第一条の二第五項、第九項、第十一項及び第十四項」を「第一条第六項並びに第一条の二第七項、第十一項、第十三項及び第十六項」に改め、「第一条の二第五項、第九項及び第十一項」を「第一条の二第七項、第十一項及び第十三項」に改め、第四号中「第一条の二第五項、第六項及び第八項から第十一項まで」を「第一条の二第七項、第八項及び第十項から第十三項まで」に改め、「第一条の二第五項、第九項及び第十一項」を「第一条の二第七項、第十一項及び第十三項」に改める。

○環境省告示第百四十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十九号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第四条の二第二号ロの規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十九号）の施行の日から適用する。

平成二十七年十二月二十一日　　環境大臣　大塚　珠代

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十三号ロ中「第六号ヘ」を「第七号ヘ」に改め、同号を第十四号とする。

第十二号中「第六号ロ」を「第七号ロ」に改め、「第七号ハ」を「第八号ハ」に改め、同号を第十三号とする。

第十一号中「第八号イ」を「第九号イ」に改め、同号を第十二号とする。

第十号中「第七号イ」を「第八号イ」に改め、同号を第十一号とする。

第九号中「第六号イ」を「第七号イ」に改め、同号を第十号とする。

第八号イ中「第六号ロ」を「第七号ロ」に改め、同号ロ中「第六号ハ」を「第七号ハ」に改め、同号ト中「第六号ヘ」を「第七号ヘ」に改め、同号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とする。

第五号中「第二号イ」を「第三号イ」に改め、同号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げる。

第一号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）」を「令」に改め、同号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第四条の二第二号ロの規定による令第一条第一号の二又は第一号の三に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、精製設備を用いて精製した上で、硫化設備を用いて十分な量の粉末状の硫黄と化学反応させるとともに、化学反応により生成する硫化水銀について、固型化設備を用いて十分な量の結合剤を加えることにより固型化する方法とする。

○環境省告示第百四十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年環境省令第四十号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条第二項及び第四項並びに第一条の二第十五項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十二年一月厚生省告示第四号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年環境省令第四十号）の施行の日から適用する。

平成二十七年十二月二十一日　　環境大臣　大塚　珠代

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十二年一月厚生省告示第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第四項並びに第一条の二第十五項の規定に基づき環境大臣が定める方法

本則中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条第二項及び第一条の二第十三項」を「規則第一条第四項及び第一条の二第十五項」に改め、「第一号」を「第二号」に改め、本則に第一号として次の一号を加える。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第一条第二項の環境大臣が定める方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年厚生省告示第百九十四号）第一号に定める方法とする。

○環境省告示第百四十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十一日　　環境大臣　大塚　珠代

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　群桐エコロ株式会社

ロ　住所　群馬県太田市新田大町六百番二十六

ハ　代表者の氏名　代表取締役　山口　博

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

群馬県太田市新田大町六百番二十六及び二十七

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）